

羽生市公共下水道事業経営戦略
(第1次改定)

計画期間 令和7～16年度

令和7年3月

埼玉県 羽生市

(このページは白紙です)

第1章 はじめに

1-1. 経営戦略策定の目的	1
1-2. 経営戦略の位置付け	1
1-3. 計画期間	1
1-4. 改定のポイント	1
1-5. 下水道事業会計の仕組み	2

第2章 下水道事業の現況

2-1. 下水道事業の概要	3
2-2. 下水道施設整備の現況	5
2-3. 下水道事業会計の現況	7
2-4. 下水道使用料体系の現況	8
2-5. 民間活用の現況	8
2-6. 組織体制の現況	8
2-7. 下水道経営の現況	9

第3章 将来の事業環境

3-1. 人口の見通し	11
3-2. 下水道有収水量の見通し	12
3-3. 下水道使用料収入の見通し	12
3-4. 施設の見通し	13
3-5. 組織の見通し	13
3-6. 建設工事環境の見通し	13
3-7. 長期貸付利率の見通し	14
3-8. 下水道事業の課題	14

第4章 経営の基本方針

4-1. 基本方針	15
4-2. 基本施策	15
4-3. 経営目標	15

第5章 今後の主要な取組

【施策1】 管路施設整備の推進	16
【施策2】 老朽化対策の推進	16
【施策3】 耐震化の推進	17
【施策4】 官民連携の推進	18
【施策5】 水洗化率の向上に向けた取組の推進	18
【施策6】 適正な使用料水準の検討	18

第6章 適正な使用料水準の検討 19**第7章 投資・財政計画(収支計画)**

7-1. 投資計画	20
7-2. 財源計画	20
7-3. 投資以外の経費	21
7-4. 投資・財政計画の策定	21

第8章 経営戦略の進捗確認と改定の方針 23

【別紙1】 経費回収率の向上に向けたロードマップ	24
【別紙2】 原価計算表	25
【別紙3】 投資・財政計画	26

(このページは白紙です)

第1章 はじめに

1-1. 経営戦略策定の目的

本市では、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を目的として昭和61年4月に公共下水道の供用を開始し、令和6年度時点で39年が経過しています。

全国的に人口減少が進行する中、本市においても人口減少に伴う下水道使用料収入の減収が予想されます。一方では、保有施設の老朽化に伴う更新需要の増大が見込まれ、公共下水道事業を取り巻く環境は一層厳しさを増すものと考えられます。

本市では令和3年3月に公共下水道事業の中長期的な経営の基本計画として「羽生市下水道事業経営戦略」を策定したところです。その後、総務省通知^{※1}において令和7年度までに経営戦略の見直しが求められていることから、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目的として当初計画を改定します。

表1 羽生市公共下水道経営戦略の経緯

区分	計画期間	策定期間
当初計画	令和3年度から令和12年度(10年間)	令和3年3月
第1次改定(今回)	令和7年度から令和16年度(10年間)	令和7年3月

1-2. 経営戦略の位置付け

本経営戦略は、「第6次羽生市総合振興計画」を上位計画とし、「公共下水道全体計画」や「公共下水道事業計画」、「下水道ストックマネジメント計画」等の各種計画との整合を図りながら、公共下水道事業の中長期的な経営の基本計画として位置付けます。

1-3. 計画期間

中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、本経営戦略の計画期間は令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

1-4. 改定のポイント

経営戦略改定にあたってのポイントは以下のとおりです。

<経営戦略改定のポイント>

- ①令和5年12月に「国立社会保障・人口問題研究所」から公表された最新の人口推計を反映
- ②下水道ストックマネジメント計画の更新計画を反映
- ③投資・財政計画の策定にあたり、近年の物価上昇を反映
- ④令和5年1月に実施した下水道使用料改定の影響を反映
- ⑤適正な使用料水準の検討を実施
- ⑥新たに「経費回収率の向上に向けたロードマップ」^{※2}を作成

※1 「「経営戦略」の改定推進について」(令和4年1月25日 総財公第6号, 総財営第1号, 総財準第2号)

全ての事業においてより質の高い経営戦略となるよう、令和7年度までに経営戦略を改定することが求められる。

※2 今後10年程度での段階的な使用料の適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載したものの、「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(令和6年3月29日 国水下水第51号)において経営戦略に記載することが求められている。

1-5. 下水道事業会計の仕組み

(1) 収益的収支と資本的収支

下水道事業会計は地方公営企業法に基づき、収益的収支と資本的収支に区分されます。収益的収支は、主に下水道施設の維持管理を行うための収入・支出です。一方、資本的収支は、下水道施設の整備や更新を行うための収入・支出です。

資本的収支は、予算制度の関係上、収入より支出が大きくなるのが一般的です。この収支不足の補填に用いられる財源を補填財源といいます。補填財源の主なものとして損益勘定留保資金(減価償却費等の非現金支出により留保される資金)があります。

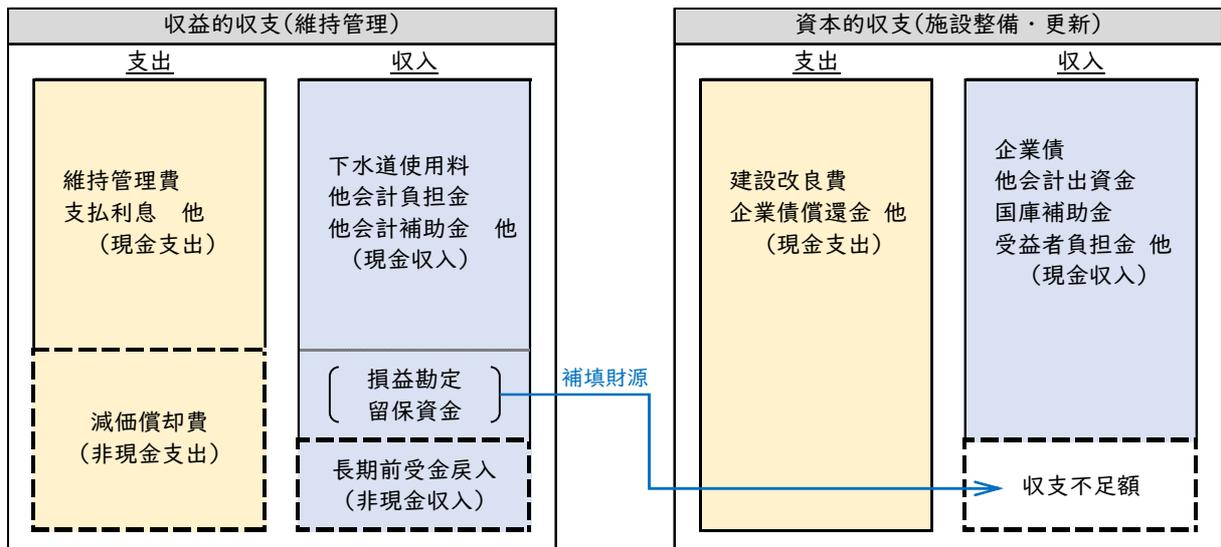


図1 下水道事業会計のイメージ

(2) 経費負担区分

下水道事業に係る経費の負担区分は「雨水公費・汚水私費」が原則とされ、汚水処理に要する経費は事業収入(下水道使用料)によって賄うべきものとされます。ただし、汚水処理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い「分流式下水道に要する経費」等は、公的な便益も認められることから公費(他会計負担金)により負担します。

(3) 他会計からの繰入

他会計(一般会計)から公共下水道事業への繰入は、負担金と補助金に区分されます。このうち、負担金(基準内繰入)は総務省通知^{※3}に基づき、公的な便益が認められる経費に対して繰り入れるものです。一方、収支不足に対する補填等の総務省通知に基づかない繰入は、補助金(基準外繰入)と呼ばれます。なお、本市では、資本的収支における繰入は出資金(基準外繰入)の形で受けています。

(4) 経費回収率

下水道事業の経営状況を評価する指標として経費回収率があります。経費回収率は、汚水処理に要する費用をどの程度下水道使用料収入で賄っているかを表すもので、「汚水私費」の原則に基づき100%にすることが望ましいとされます。

経費回収率が100%に満たない場合には、経費の削減や下水道使用料の改定等により経営状況を改善する必要があります。

※3 「令和6年度の地方公営企業繰入金について(通知)」(令和6年4月1日 総財公第26号)

第2章 下水道事業の現況

2-1. 下水道事業の概要

公共下水道は、主に市街地における下水の処理を目的として整備されるものです。

本市の公共下水道事業は昭和51年2月に当初事業認可を取得し、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を目的として施設の整備を進めてきました。昭和57年度から処理場施設である羽生市水質浄化センターの建設に着手し、昭和61年4月から一部区域の供用を開始しています。

なお、「経営の見える化」による経営基盤の強化を図るため、本市公共下水道事業では令和2年4月1日に地方公営企業法に基づく公営企業会計^{※4}に移行しました。

表2 本市公共下水道事業の概要(令和6年3月末時点)

項目		内容
事業種別		公共下水道事業
処理区数		1処理区(羽生処理区)
流域下水道への接続の有無		なし
供用開始年月		昭和61年4月
地方公営企業法適用年月		令和2年4月
事業計画面積		汚水650ha、雨水645ha
整備済面積		汚水489ha(事業計画面積に対する整備率75.2%)
処理区域内人口		19,824人(人口密度40.5人/ha)
水洗化人口		18,040人(水洗化率91.0%)
施設概要	管路施設	汚水管 約133km、雨水管 約12km
	処理場施設	1箇所(羽生市水質浄化センター)
	ポンプ場施設	1箇所(羽生中継ポンプ場)

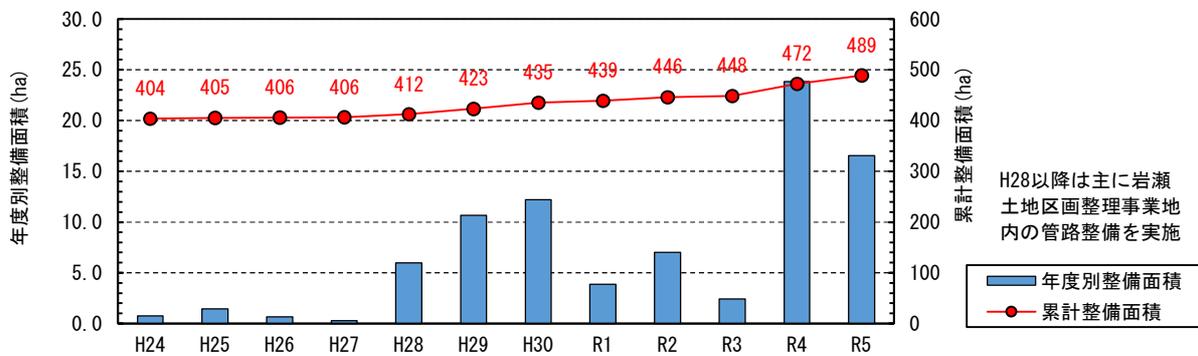


図2 近年の下水道整備面積(汚水)

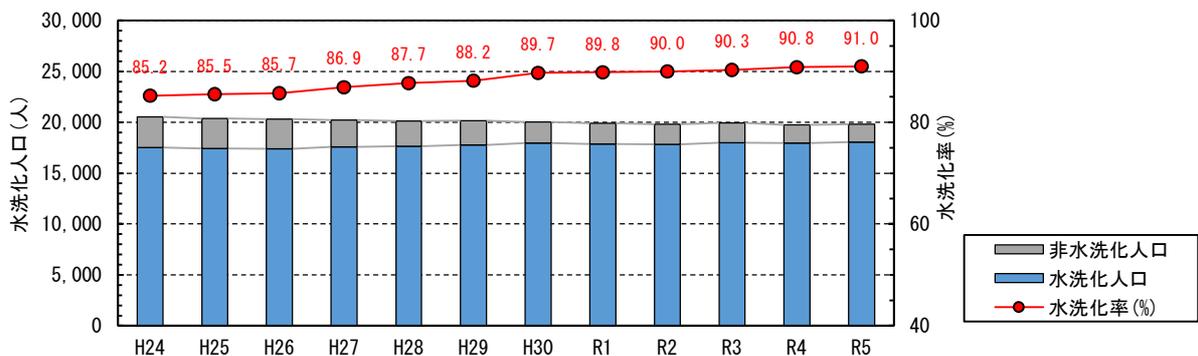


図3 近年の水水洗化人口及び水洗化率

※4 発生主義・複式簿記に基づく会計処理方法。資産情報や損益情報等の経営状況を的確に把握することができる。

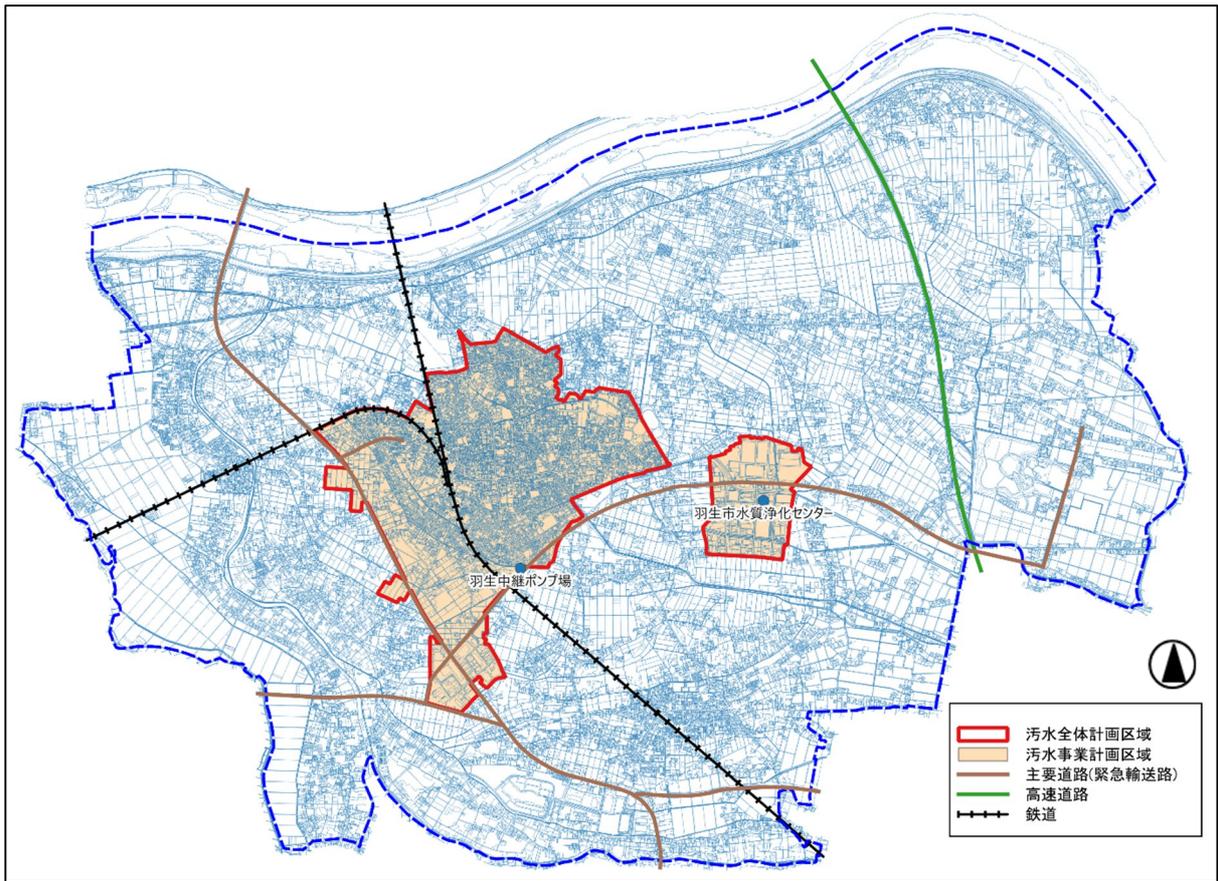


図4 公共下水道計画区域(污水)

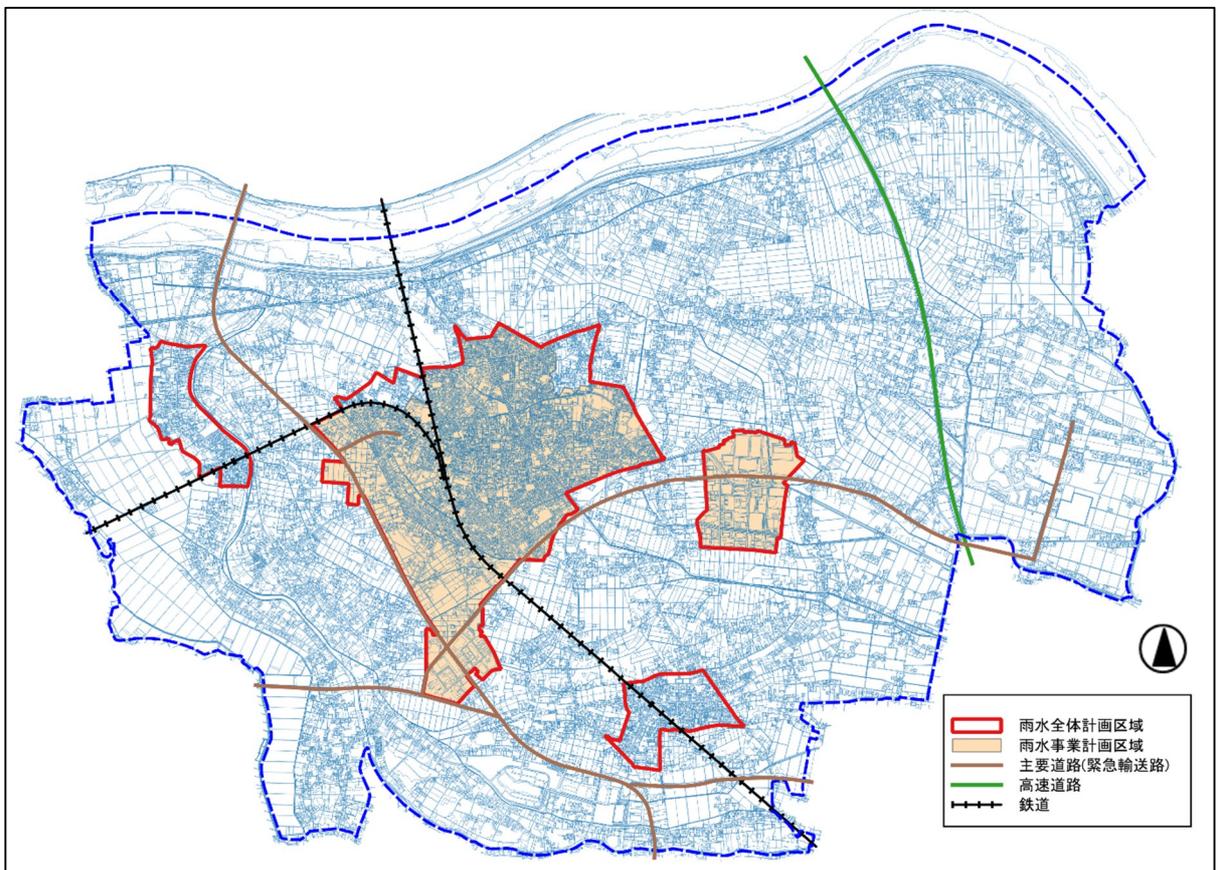


図5 公共下水道計画区域(雨水)

2-2. 下水道施設整備の現況

(1) 汚水処理人口普及率

令和5年度末時点における埼玉県内の汚水処理人口普及率(行政区域内人口に対する汚水処理人口の割合)を図6に示します。

本市の汚水処理人口普及率は、令和5年度末時点で91.7%であり、県内の類似団体平均(90.0%)と概ね同水準です。

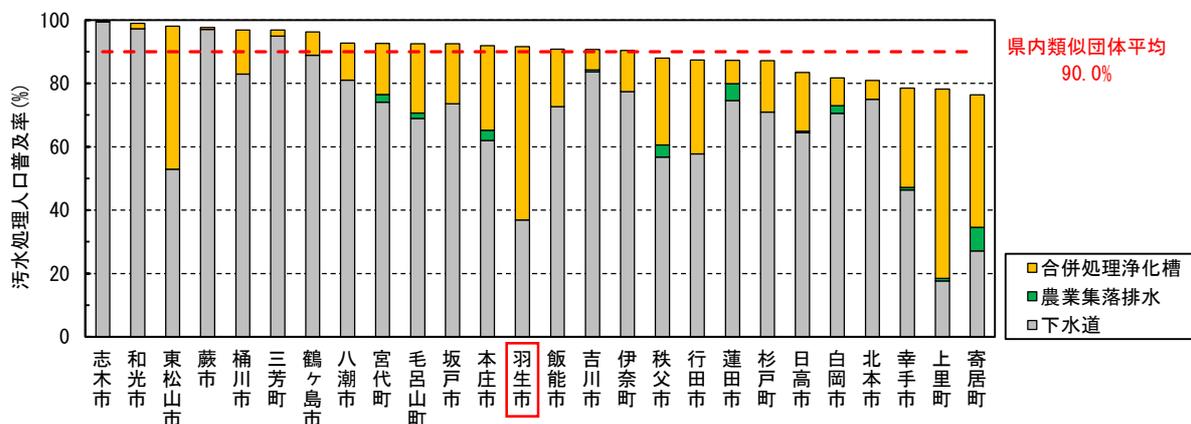


図6 埼玉県内における汚水処理人口普及率(令和5年度末)
(本市と人口規模が近似している団体(3万人以上10万人以下)を抽出)

(2) 現有施設

下水道施設は主に、下水を収集する管路施設、下水をくみ上げるポンプ場施設、下水を処理する処理場施設で構成されます。

<管路施設>

管路施設は、下水道管きょ、マンホール等の総称であり、下水道施設の根幹をなすものです。住居、商業、工業地域等から排出される汚水や雨水を収集し、ポンプ場施設、処理場施設または放流先河川まで流下させる機能を持ちます。管路施設(汚水)の整備状況を図7に示します。

本市では、昭和50年度から管路施設(汚水)の整備を開始し、令和5年度末時点の総延長は約133kmとなっています。このうち、昭和60年度から平成13年度かけて整備した管路延長は全体の約70%を占めています。

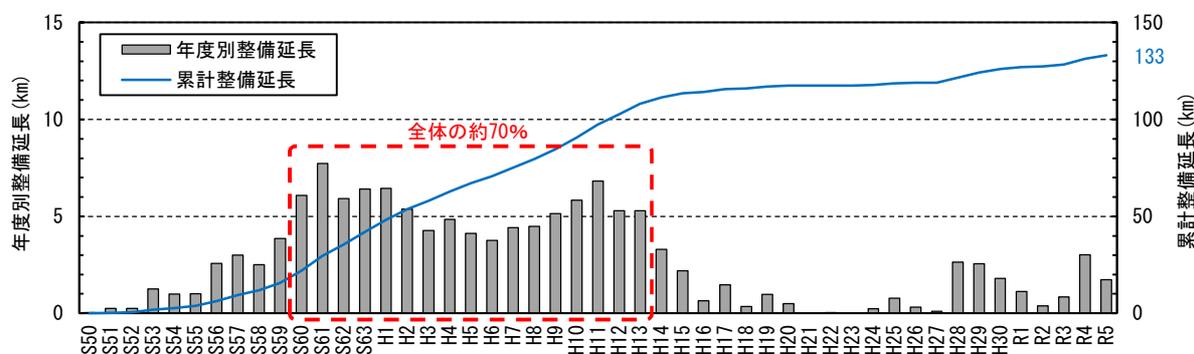


図7 管路施設(汚水)の整備状況

<ポンプ場施設>

ポンプ場施設は、下水道管きよの埋設が著しく深くなる場合や、雨水を公共用水域に自然流下で放流できない場合に設けられる揚水施設です。

本市では、ポンプ場施設として羽生中継ポンプ場が整備され、平成3年4月から供用を開始しています。

令和6年度時点では、供用開始後34年が経過しています。

施設名称	羽生中継ポンプ場	
設置位置	羽生市中岩瀬	
事業種別	公共下水道事業（羽生処理区）	
供用開始年月日	平成3年4月1日	
ポンプ場種別	分流式汚水中継ポンプ場	
計画揚水量	6.09 m ³ /分	

<処理場施設>

処理場施設は、下水道の汚水を浄化し、河川等へ放流する施設です。

本市では、処理場施設として羽生市水質浄化センターが整備され、昭和61年4月1日から供用を開始しています。

令和6年度時点では、供用開始後39年が経過しています。

施設名称	羽生市水質浄化センター	
設置位置	羽生市大沼	
事業種別	公共下水道事業(羽生処理区)	
供用開始年月日	昭和61年4月1日	
処理方法	(現在)循環式硝化脱窒法 (将来)ステップ流入式多段硝化脱窒法	
計画処理能力	13,200 m ³ /日	

2-3. 下水道事業会計の現況

下水道事業会計は、収益的収支と資本的収支で構成されます。

(1) 収益的収支

収益的収支は、施設の維持管理等を行うための収入と支出です。収入には、下水道使用料や他会計からの繰入(負担金、補助金)、支出には施設の維持管理費や減価償却費等があります。令和5年度決算における収益的収支を図8に示します。

令和5年度決算では当年度純利益を計上していますが、他会計補助金(基準外繰入)がなければ赤字となる状況です。(経費回収率は83.8%)

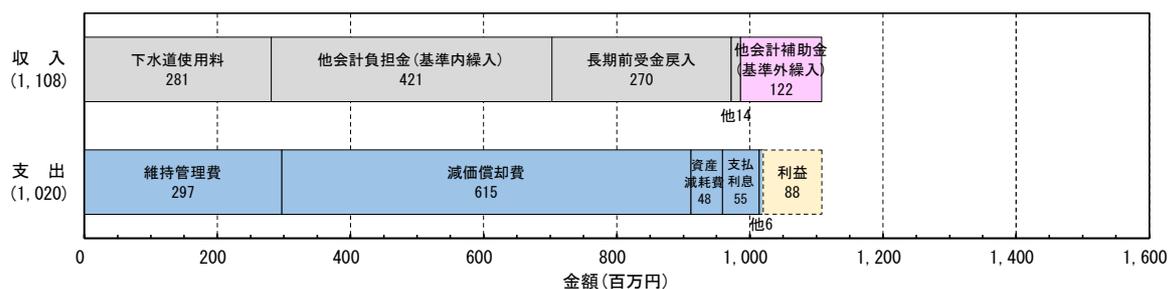


図8 収益的収支(令和5年度決算 税抜)

(2) 資本的収支

資本的収支は、新たな施設の整備や既存施設の更新等を行うための収入と支出です。収入には、企業債、国費(交付金)、受益者負担金及び他会計出資金、支出には建設改良費や企業債償還金があります。令和5年度決算における資本的収支を図9に示します。

支出のうち、建設改良費については、企業債、国費(交付金)及び受益者負担金で賅っています。一方、企業債償還金についてはその多くを補填財源^{※5}により賅っています。なお、令和5年度決算では、運営資金(資金残高)の安定化を目的として他会計からの出資(基準外繰入)を受けています。

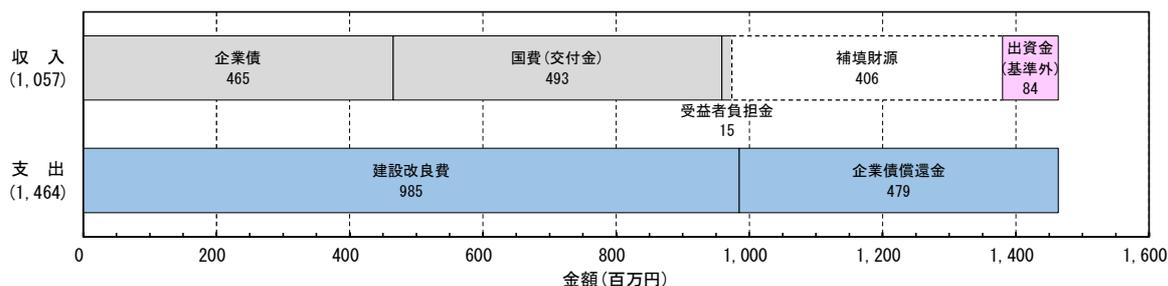


図9 資本的収支(令和5年度決算 税込)

※5 資本的収支は、予算制度の関係上、収入より支出が大きくなるのが一般的である。この収支不足の補填に用いられる財源を補填財源という。補填財源の主なものとして損益勘定留保資金(収益的収支に計上される減価償却費等の非現金支出を現金収入で回収することで発生する資金)がある。

2-4. 下水道使用料体系の現況

本市公共下水道事業では、下水道使用者が排除する汚水の用途を「一般汚水」と「公衆浴場汚水」に区分し、それぞれ異なる使用料を定めています。「一般汚水」については、下水排除量が多くなるほど単価が高くなる累進制を採用しています。

直近では、下水道施設の維持管理等に要する財源の確保と下水道事業経営の健全化を目的として、令和5年1月に下水道使用料の改定を行っています。(平均使用料単価を100円/m³から120円/m³に改定)

表3 下水道使用料の制定・改定の経緯(2カ月につき 税抜)

用途	汚水排除量	単位 (税抜)	下水道使用料			
			S60.3制定	H6.1改定	H12.1改定	R5.1改定
一般汚水	20m ³ まで(基本使用料)	円	1,000	1,400	1,600	2,000
	20m ³ を超え40m ³ まで	円/m ³	60	85	95	110
	40m ³ を超え60m ³ まで	円/m ³	65	95	105	125
	60m ³ を超え100m ³ まで	円/m ³	70	100	110	135
	100m ³ を超え200m ³ まで	円/m ³	75	110	125	150
	200m ³ を超え400m ³ まで	円/m ³	85	125	140	165
	400m ³ を超え1,000m ³ まで	円/m ³	90	135	150	180
1,000m ³ を超えるもの	円/m ³	100	150	170	200	
公衆浴場汚水	200m ³ まで(基本使用料)	円	6,000	6,000	6,000	8,000
	200m ³ を超えるもの	円/m ³	30	30	30	40
一般汚水の使用料の試算(20m ³ 当たり)		円/20m ³ /月	1,100	1,550	1,750	2,100

2-5. 民間活用の現況

本市公共下水道事業では、処理場施設及びポンプ場施設の維持管理業務を民間業者に委託し、維持管理の効率化を図っています。

2-6. 組織体制の現況

本市公共下水道事業を所管する羽生市まちづくり部下水道課は、管理係及び工務係で構成されます。組織体制を図10に示します。

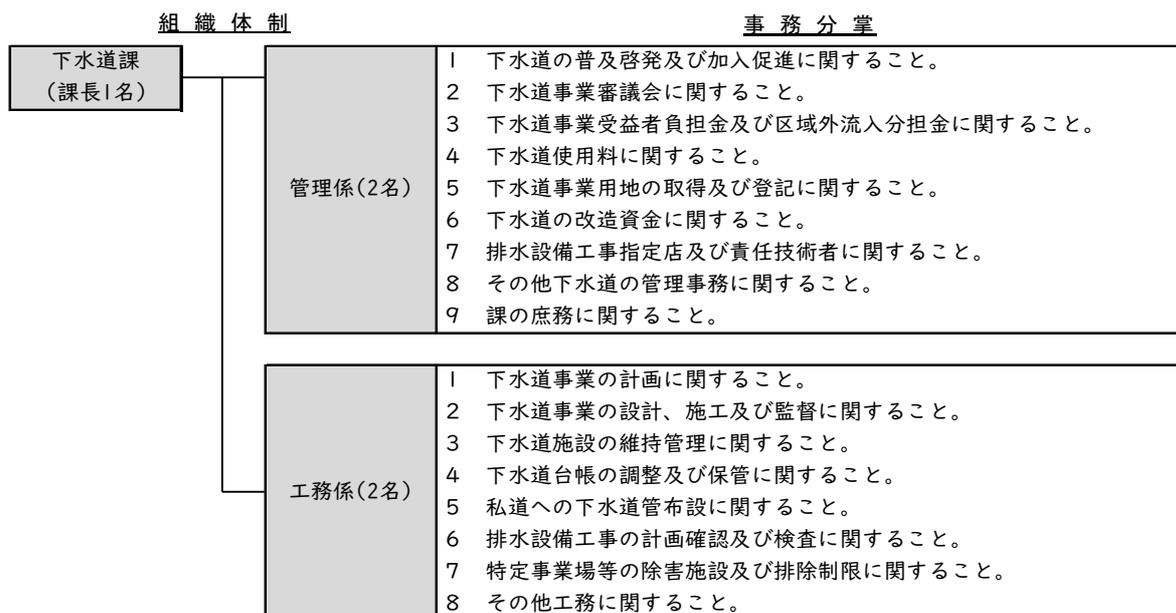


図10 組織体制(令和6年3月31日時点)

2-7. 下水道経営の現況

経営比較分析表※6を用いて、経年比較や類似団体※7との比較により、本市公共下水道事業の経営現況を把握・分析します。

(1) 有収率

定義	処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水の割合を示す指標	
算出式	有収率(%) = 年間有収水量 ÷ 年間汚水処理水量 × 100	
説明	有収率が高いほど、使用料徴収の対象となる有収水が多く、効率的であることを示します。100%を下回る場合、汚水処理に要する費用が下水道使用料収入以外の収入で賄われていることを意味します。	
評価	本市公共下水道事業の有収率は、類似団体平均と同程度ですが、80%程度にとどまっている状況です。今後も引き続き有収率の維持・向上に努める必要があります。	

(2) 水洗化率

定義	処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標	
算出式	水洗化率(%) = 水洗便所設置人口(水洗化人口) ÷ 処理区域内人口 × 100	
説明	本指標は、公共用水域の水質保全や下水道使用料収入等の観点から、100%となっていることが望ましい状態です。	
評価	本市公共下水道事業の水洗化率は、類似団体平均と概ね同水準となっています。ただし、水洗化率は下水道使用料収入に直結することから、引き続き下水道への接続促進に向けた取組を推進する必要があります。	

(3) 企業債残高対事業規模比率

定義	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標	
算出式	企業債残高対事業規模比率(%) = (企業債残高合計 - 一般会計負担額) ÷ 営業収益 × 100	
説明	本指標に明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較により、現状の把握・分析が求められます。	
評価	本市の企業債残高対事業規模比率は減少傾向にあるものの、類似団体平均を大きく上回っています。将来の負担を過度なものにしないためにも、投資と財源のバランスをより一層留意しながら事業を計画的に推進する必要があります。	

※6 「公営企業に係る経営比較分析表の策定及び公表について」(平成27年11月30日 総務省事務連絡)に基づき、毎年度策定されるもの。各公営企業の経営及び施設の状況を表す主要な経営指標とその分析で構成される。経営戦略の策定を進める上で有益な情報が得られるほか、議会や住民に対する経営状況の説明等に活用することができる。

※7 類似団体区分 Cc1(153 団体)

- ・処理区域内人口 3 万人未満、処理区域内人口密度 25~50 人/ha、供用開始後年数 30 年以上
- ・近隣の類似団体 埼玉県(川島町)、群馬県(沼田市、渋川市、藤岡市、吉岡町、玉村町)

(4) 使用料単価

定義	有収水量 1m ³ 当たりの使用料収入を表す指標	
算出式	使用料単価(円/m ³) = 下水道使用料収入 ÷ 年間有収水量	
説明	本指標に明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較により、現状の把握・分析が求められます。	
評価	本市公共下水道事業の使用料単価は、令和 4 年度まで 100 円/m ³ 程度ですが、令和 5 年 1 月に下水道使用料を改定したことに伴い、令和 5 年度は 125.7 円/m ³ に上昇しました。	

(5) 汚水処理原価

定義	有収水量 1m ³ 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標	
算出式	汚水処理原価(円/m ³) = 汚水処理費(公費負担分を除く) ÷ 年間有収水量	
説明	本指標に明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較により、現状の把握・分析が求められます。	
評価	本市公共下水道事業の汚水処理原価は 150.0 円/m ³ です。これは総務省事務連絡※8に基づく「最低限行うべき経営努力(150 円/m ³)」をベースとして、150 円/m ³ を超える資本費を公費により負担していることによりです。 公費負担控除前の汚水処理原価(令和 4 年度)は、309.0 円/m ³ であり、類似団体平均 237.8 円/m ³ を上回っています。これは、汚水処理原価に占める公費負担の割合が高いことを示しています。	

(6) 経費回収率

定義	汚水処理費をどの程度下水道使用料収入で賄えているかを表す指標	
算出式	経費回収率(%) = 使用料単価 ÷ 汚水処理原価(公費負担を除く) × 100 = 下水道使用料収入 ÷ 汚水処理費(公費負担を除く) × 100	
説明	本指標は 100% 以上であることが必要です。100% を下回っている場合、適正な下水道使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。	
評価	本市公共下水道事業の経費回収率は、類似団体平均を下回っています。下水道使用料を改定した令和 5 年度においても経費回収率は 83.8% にとどまっています。そのため、下水道使用料で賄うことができない経費に対しては、他会計からの繰入により補填している状況です。 今後は、効率的な事業運営を推進し、経費回収率の向上に努める必要があります。	

※8 「地方公営企業決算状況調査(下水道)に係る留意事項について」(平成 22 年 4 月 26 日 総務省事務連絡)

第3章 将来の事業環境

3-1. 人口の見通し

(1) 行政区域内人口

厚生労働省の研究機関である「国立社会保障・人口問題研究所」は、令和2年度の国勢調査を基に令和32年度(5年毎)までの市町村別人口を推計し、その結果を令和5年12月に公表しています。

本市の行政人口はすでに減少傾向にあり、令和32年度時点では約38,500人まで減少すると予測されます。(令和2年度時点の7割程度)

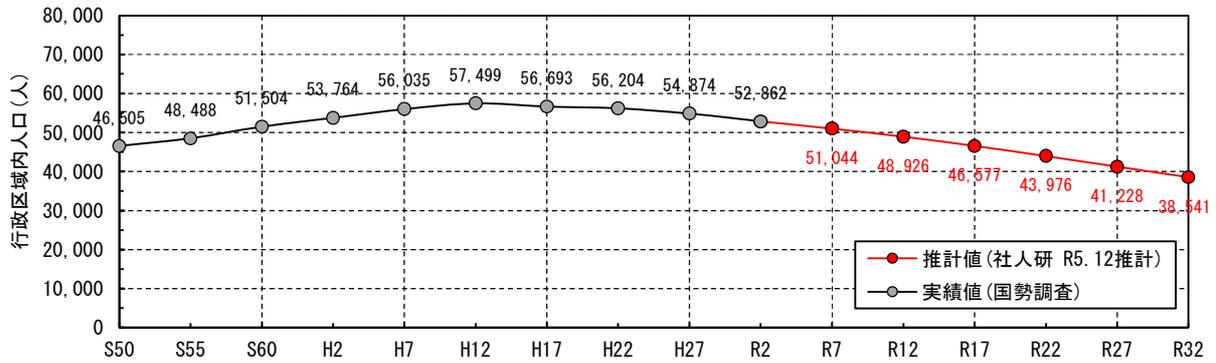


図11 行政区域内人口の見通し

(2) 処理区域内人口・水洗化人口

下水道が整備された区域内の人口を処理区域内人口といいます。

岩瀬土地区画整理事業^{※9}地内への人口流入により、当面、処理区域内人口は現状と同等の水準(約20,000人)を維持できる見込みです。しかし、区画整理事業が完了する令和15年度以降は減少に転じると想定します。

下水道が整備された区域のうち、実際に下水道に接続している人口を水洗化人口といい、処理区域内人口に対する水洗化人口の比は水洗化率と呼ばれます。将来の水洗化率は過年度の実績を踏まえて予測します。また、水洗化人口は、処理区域内人口に水洗化率を乗じて予測します。

水洗化人口は、水洗化率の上昇に伴い当面は微増する見込みです。

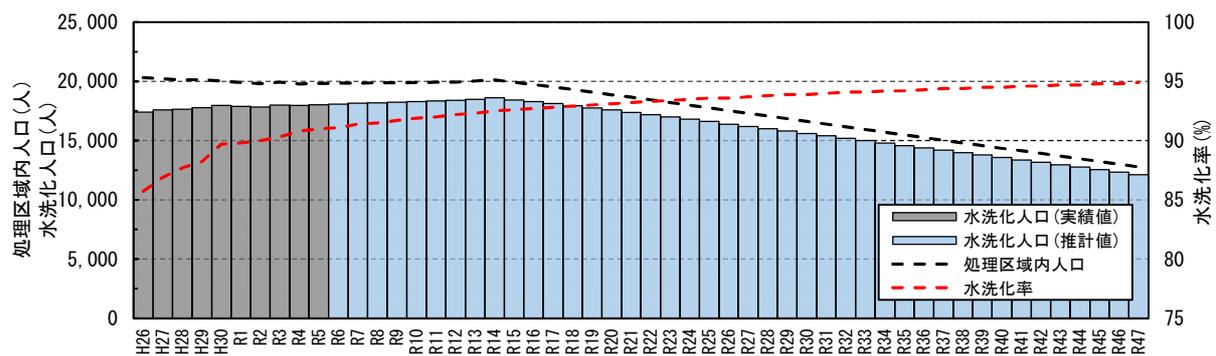


図12 処理区域内人口、水洗化人口、水洗化率の見通し

※9 羽生都市計画事業岩瀬土地区画整理事業

- ・ 施行者 羽生市岩瀬土地区画整理組合
- ・ 施行期間 平成8年度～令和14年度
- ・ 施行面積 113.23ha

3-2. 下水道有収水量の見通し

下水道有収水量とは下水道使用料の徴収対象となる水量であり、下水道使用者が実際に排水した汚水の量のことです。現在の下水道使用形態(1人当たりの下水道使用量)を前提とし、将来の下水道有収水量を予測します。

岩瀬土地区画整理事業に伴う水洗化人口の増加より、当面は下水道有収水量は微増する見込みです。しかし、岩瀬土地区画整理事業が完了する令和15年度以降は減少に転じると予測されます。

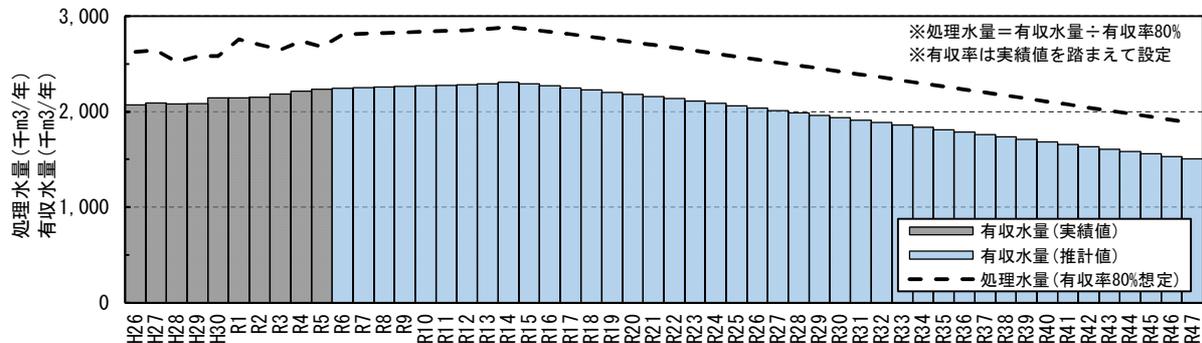


図13 下水道有収水量の見通し

3-3. 下水道使用料収入の見通し

現行の下水道使用料体系を前提とし、将来の下水道使用料収入を予測します。なお、令和5年度の下水道使用料収入は前年に対して増加していますが、これは令和5年1月に下水道使用料を改定したことによるものです。

今後は、岩瀬土地区画整理事業に伴う有収水量の増加により、当面は下水道使用料収入は微増する見込みです。しかし、岩瀬土地区画整理事業が完了予定する令和15年度以降は減少に転じると予測され、令和47年度時点(40年後)には現時点から3割減少すると見込まれます。

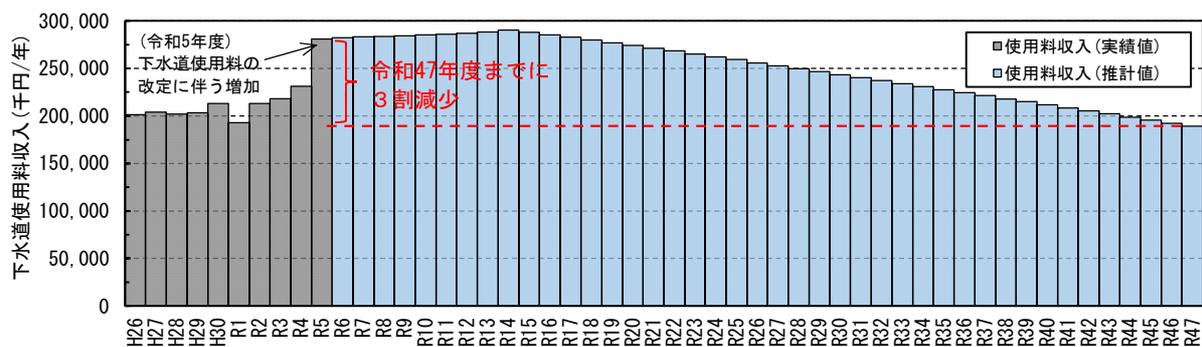


図14 下水道使用料収入の見通し(税抜)

3-4. 施設の見通し

(1) 管路施設

本市では昭和 50 年度から管路施設の整備に着手し、令和 5 年度末時点の整備延長は約 133km(汚水管路)となっています。多くの管路は昭和 60 年度から平成 13 年度の約 20 年間に整備されており(図 7 参照)、更新需要が急速に増加すると予測されます。

国土交通省の国土技術政策総合研究所が公表している「下水道管きょ健全率予測式」を用いて、本市下水道管路施設の健全率を予測した結果を図 15 に示します。

本経営戦略の計画期間末(令和 16 年度)には、緊急度Ⅰ(速やかに改築が必要なもの)、緊急度Ⅱ(簡易な対応により改築を 5 年未満まで延長可能なもの)の占める割合は全体の約 4 割に達することが見込まれ、計画的に老朽化対策を進めることが必要になっています。

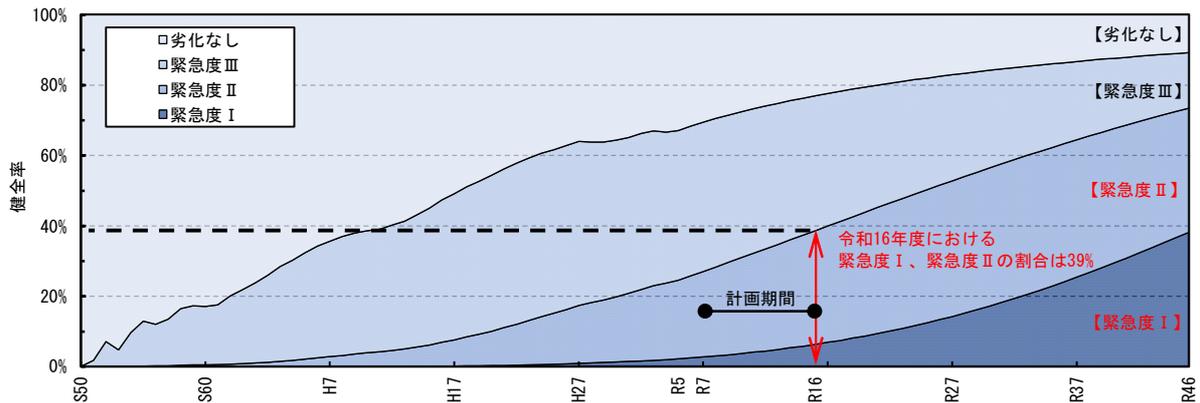


図 15 本市公共下水道事業における管路施設の健全率予測

(2) 処理場施設・ポンプ場施設

処理場施設及びポンプ場施設については、既に更新事業に着手しています。今後は下水道ストックマネジメント計画^{※10}に基づき計画的に老朽化対策を進めます。

3-5. 組織の見通し

今後想定される施設更新需要の増加に対応するため、職員の確保や技術の継承が課題となっています。今後は、民間活力の導入を含めた人材の活用や一層の業務の効率化を進めながら、組織体制の適正化を図る必要があります。

3-6. 建設工事環境の見通し

建設工事費デフレーターは、建設投資の実質的な変動を図る指標です。同指標は、令和 5 年時点では平成 27 年の約 1.2 倍まで上昇しており、今後も労務単価や資材の高騰が想定されます。

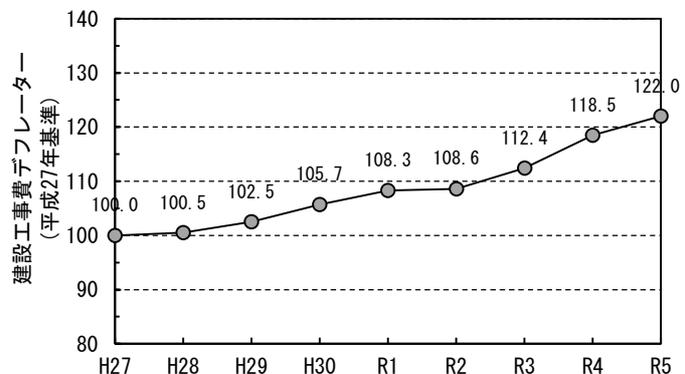


図 16 下水道工事の建設工事費デフレーター
(国土交通省 令和 6 年 10 月 31 日公表)

※10 長期的な視点で下水道施設全体の老朽化状況を考慮し、施設管理の最適化を図ることを目的とした計画

3-7. 長期貸付利率の見通し

長らく日本においては物価水準の低迷及び大規模な金融緩和政策の影響もあり、低金利環境が継続し、企業債発行に際して支払利息を抑制することができていました。

しかし、地方公共団体金融機構の長期貸付金利をみると、令和元年から上昇傾向にあり、将来的な金利の上昇リスクが高まっている可能性があります。

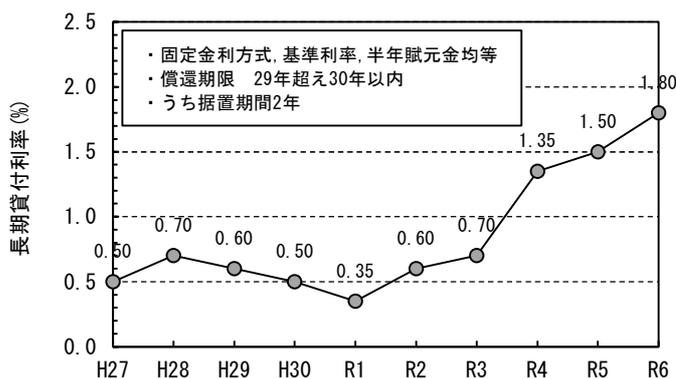


図 17 長期貸付利率

(出典：地方公共団体金融機構ホームページ)

3-8. 下水道事業の課題

下水道事業の現況及び将来の事業環境の見通しから、下水道事業が取り組むべき主要な課題は以下のとおりです。

(1) 老朽化施設への対応

本市では昭和 50 年度から下水道施設の整備に着手しており、今後、老朽化施設の増加が見込まれます。今後は、限られた財源の中でいかに効率的かつ効果的に施設を維持更新していくかが課題です。

(2) 経費回収率の向上

本市では経費回収率が 100%を下回っており、他会計からの補助金(基準外繰入)に依存している状況です。(令和 5 年度における経費回収率の実績値は 83.8%)

今後は、下水道使用料水準の見直しを含め、いかに安定的に収入を確保するかが課題です。

第4章 経営の基本方針

4-1. 基本方針

「第6次羽生市総合振興計画」では公共下水道事業の方向性として「安全で清潔な水環境のあるまちをつくります」と示されています。本経営戦略では、総合振興計画に示された方向性を踏まえるとともに、前章に示した「下水道事業の課題」の解決に向け、経営の基本方針を以下のとおり定めます。

＜下水道経営の基本方針＞	
①計画的な下水道整備の推進	下水道事業計画区域内の管路施設整備を計画的に進め、汚水処理の早期概成を目指します。
②持続的な下水道サービスの提供	日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故や機能停止を未然に防止するため、適切な維持管理により下水道機能を確保します。また、サービス水準の確保を目的として、民間活力の活用に向けた検討を進めます。
③安定的な財源確保	将来にわたって安定した事業運営を推進するため、財源の確保に向けた取組を推進します。

4-2. 基本施策

基本方針の実行に向けて、6つの基本施策を定めます。(施策の具体的な内容は次章に記載。)

表4 本経営戦略の基本施策

基本方針	基本施策
①計画的な下水道整備の推進	【施策1】 管路施設整備の推進
②持続的な下水道サービスの提供	【施策2】 老朽化対策の推進
	【施策3】 耐震化の推進
	【施策4】 官民連携の推進
③安定的な財源確保	【施策5】 水洗化率の向上に向けた取組の推進
	【施策6】 適正な使用料水準の検討

4-3. 経営目標

経営戦略の進捗確認のため、以下の経営目標(指標)を定めます。

経営目標① 経費回収率

経費回収率(%)($=$ 下水道使用料収入 \div 汚水処理費 \times 100)は、下水道使用料収入で賄うべき経費を、どの程度下水道使用料収入で賄えているかを表した指標です。当該指標は、下水道使用料収入で賄うべき経費を全て下水道使用料収入で賄えている状況を示す100%以上であることが求められます。

本市の経費回収率(令和5年度)は83.8%にとどまっており、他会計からの繰入により賄っている状態です。そのため、適正な下水道使用料の設定等により、経費回収率は100%を目標とします。

経営目標② 水洗化率(接続率)

水洗化率は、下水道整備区域内において下水道に接続している人口の割合を表す指標です。本指標は、公共用水域の水質保全や下水道使用料収入等の観点から、100%となっていることが望ましい状態です。令和5年度の水洗化率は91.0%ですが、過年度の実績値等を踏まえ92.7%を目標とします。

表5 経営目標の設定

指標名	計算式	【実績値】 令和5年度	【目標値】 令和16年度
①経費回収率(%)	下水道使用料収入 \div 汚水処理費 \times 100	83.8%	100%
②水洗化率(%)	水洗化人口 \div 処理区域内人口 \times 100	91.0%	92.7%

第5章 今後の主要な取組

【施策1】管路施設整備の推進

国土交通省等から「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」(平成26年1月30日 国水下水第50号)が通知され、早期に污水处理施設の概成を目指すことが示されました。

これを受け、本市では人口減少等の社会情勢を踏まえて下水道計画区域の最適化(図18参照)を図るとともに、管路施設の早期整備や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に取り組んできました。現在、岩瀬土地区画整理事業地内において、区画整理事業の進捗に合わせて污水管路施設の整備を進めています。

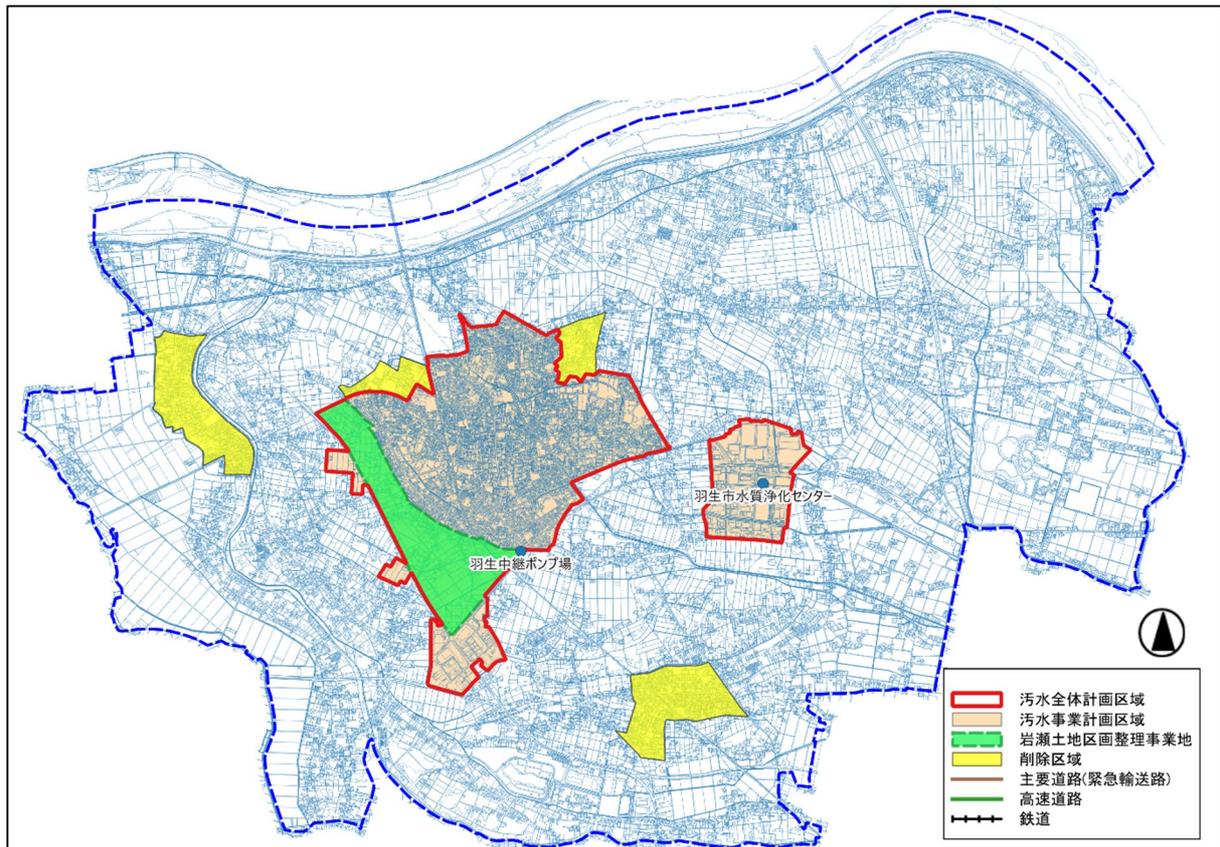


図18 下水道計画(污水)から削除した区域及び岩瀬土地区画整理事業地の位置

【施策2】老朽化対策の推進

(1)ストックマネジメント計画に基づく維持管理の推進

下水道事業におけるストックマネジメントとは、持続可能な下水道事業の実現を目的に、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する活動を指します。

老朽化施設の増加が見込まれるなか、今後は下水道ストックマネジメント計画(令和6年度現在、第2期計画を策定中)に基づき、施設のライフサイクルコストの低減及び投資の平準化に取り組みます。

また、ストックマネジメント計画に基づく施設の点検・調査の実施により、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故や機能停止を未然に防止し、下水道機能を確保します。

<ストックマネジメント手法の効果>

- ・施設の安全性を確保し、良好な施設状態の維持が可能となる。
- ・施設全体のライフサイクルコストの低減を図ることが可能となる。
- ・適正かつ合理的な施設管理を実施する事が可能となる。
- ・改築事業費の平準化が可能となる。

(2) 企業債支払利息の縮減

将来的には、老朽化対策に要する費用を賄う財源として企業債発行額の増加が見込まれます。また、長期貸付金利についても、将来的には上昇することが想定されます。そのため、これまで以上に償還方法を工夫し、企業債利息の縮減を図る必要があります。

企業債の償還方法は「元利均等返済」と「元金均等返済」（表6参照）があります。このうち、「元金均等返済」を採用し、早めに元金を償還することで支払利息総額の削減に努めます。

表6 企業債償還方法の比較

	元利均等返済	元金均等返済
特徴	償還額が一定であるため償還計画を立てやすいが、残高の減少が遅いため <u>支払利息の総額が大きい</u>	償還開始当初の資金負担額が比較的大きいが、残高が早く減少するため <u>支払利息の総額を抑制できる</u>
試算	<p>支払利息総額 351 百万円(30 年間)</p>	<p>支払利息総額 325 百万円(30 年間)</p>
支払利息	30 年間の縮減額 26 百万円	

(試算条件)・起債額 10 億円、償還期間 30 年、据置期間 2 年、利率 2.0%

【施策3】耐震化の推進

大規模地震により下水道施設が被災した場合、汚水の流出による公衆衛生の悪化やトイレが使用できなくなるなど、住民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼします。

平成7年に発生した兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)を契機として耐震設計基準が改定されており、下水道施設はこれに準じた耐震性能を確保する必要があります。

本市の下水道施設は、耐震設計基準改定前に建設されたものも存在することから、今後は施設の重要度に応じて耐震性の向上を図ります。

【施策4】官民連携の推進

地方公共団体が運営している下水道事業において、執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等が進むなか、下水道の機能・サービスの水準をいかに持続的に確保していくかが全国的な課題となっています。この解決方法の一つとして、地方公共団体と民間事業者が連携して施設の建設、維持管理、運営等を実施するPPP^{※11}/PFI^{※12}(官民連携)があります。

上下水道分野においては、令和5年度に「ウォーターPPP」と呼ばれる新たな官民連携方式が内閣府から公表されています。

本市においても、人口減少に伴う下水道使用料収入の低迷や老朽化施設の増大が想定されることから、今後は下水道運営基盤の強化を目的として官民連携の推進に向けた検討を進めます。

<PPP/PFI 導入の効果>

- ・公共のメリット・・・財政健全化とインフラや公共サービスの維持向上の両立
- ・民間事業者のメリット・・・新たな雇用や投資を伴うビジネス機会の拡大
- ・住民のメリット・・・地域課題を解決し活力ある地域経済社会の実現

【施策5】水洗化率の向上に向けた取組の推進

水洗化率の向上(下水道への接続促進)は、「快適な生活環境の確保」と「公共用水域の水質保全」という下水道整備の目的の達成と、有収水量を増やすことで下水道使用料収入を確保し下水道財政の健全化を図るという2つの観点から重要です。

(1)水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度の活用

水洗化にあたっては宅内に排水設備を設置して下水道に接続する必要がありますが、本市では水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度を設け、下水道への接続を促進してきました。

同制度については引き続き広報やホームページ等で周知し、制度の浸透と活用を図ります。

(2)下水道のPR・広報活動

下水道への接続推進に向けては、下水道の役割を広くPRするとともに下水道のイメージアップを図る必要があります。本市では、マンホールカードなどのツールを用いて下水道を広くPRしてきましたが、引き続き下水道へのご理解を得られるようPR活動に取り組んでいきます。

【施策6】適正な使用料水準の検討

本市では、令和4年度に下水道使用料を改定し、経費回収率は66.7%(令和3年度)から83.8%(令和5年度)に改善しました。しかしながら、依然として他会計への依存度が大きく、不足する財源は他会計からの補助金(基準外繰入金)により補填している状況です。補助金による補填は本市の財政を圧迫するとともに、下水道の便益を享受できる市民とそうでない市民に不公平性を生じさせるものとなります。^{※13}

以上のことから、自立した下水道事業経営を目指すとともに公平性の確保のため、下水道使用料水準を早期に見直す必要があります。そのため、経営戦略の収支予測に基づき、適正な使用料水準の設定に向けて検討を進めます。

※11 Public Private Partnership 公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの。

※12 Private Finance Initiative PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方法。

※13 他会計(一般会計)からの繰入は市民全体での負担になるのに対し、その便益を享受できるのは下水道使用者に限られる。

第6章 適正な使用料水準の検討

経費回収率の改善及び市民負担の公平性の観点から、本経営戦略において適正な下水道使用料水準について検討を行います。

(1) 検討ケース

検討にあたっては、以下のケースについて収支予測を行います。

【現状維持】 現在の使用料水準(平均使用料単価 120.0 円/m ³) ^{※14} を維持するケース
【ケース 1】 最低限必要とされる使用料水準(平均使用料単価 150 円/m ³) ^{※15} に改定するケース(令和 8 年度の改定を想定)
【ケース 2】 経営目標(経費回収率 100%)を達成する使用料水準に改定するケース(令和 8 年度及び令和 13 年度の改定を想定)

(2) 検討結果

現状の使用料水準を維持した場合、計画期間末(令和 16 年度)の経費回収率は 72.5%となり、経営状況は悪化します(令和 5 年度の経費回収率は 83.8%)。また、ケース 1 においても令和 16 年度の経費回収率は 90.6%であり、経営目標とした 100%に達しません。このことから、最低限の使用料単価 150 円/m³を上回る形で下水道使用料の改定が必要になります。

したがって、下水道使用料の水準はケース 2 の採用が望ましいと判断し、本経営戦略ではケース 2 に示す平均使用料単価を用いて投資・財政計画を策定します。なお、表 7 に示す平均使用料単価及び改定率は見込み値であり、使用料の改定に向けた詳細な検討を令和 7~8 年度に実施する予定です。

表 7 下水道使用料水準の検討結果

	【現状維持】	【ケース 1】	【ケース 2】(採用)
概要	現状の使用料水準	最低限の使用料単価	経費回収率 100%確保 (改定は 2 回)
改定予定時期	—	令和 8 年度	令和 8 年度(1 回目) 令和 13 年度(2 回目)
平均使用料単価 (見込み値)	120.0 円/m ³	150.0 円/m ³	150.0 円/m ³ (1 回目) 165.6 円/m ³ (2 回目)
改定率 (見込み値)	—	25.0%	25.0%(1 回目) 38.0%(2 回目)
経費回収率 (令和 16 年度)	72.5%	90.6%	100.0%

※改定率は【現状維持】の 120.0 円/m³に対する数値を示します。

※【ケース 2】における平均使用料単価 165.6 円/m³の根拠を【別紙 2】原価計算表に示します。

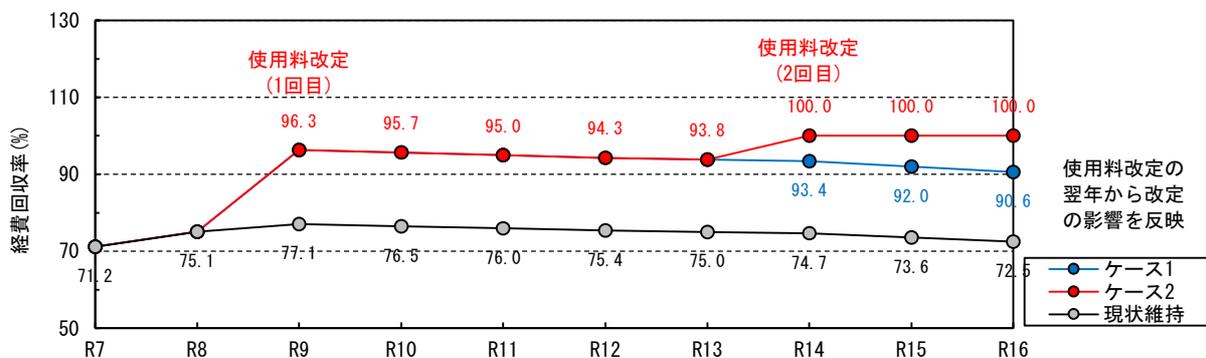


図 19 各ケースの経費回収率

※14 令和 5 年 1 月の使用料改定において設定した使用料単価

※15 「地方公営企業決算状況調査(下水道)に係る留意事項について」(平成 22 年 4 月 26 日 総務省事務連絡)では、最低限行うべき経営努力として「下水道使用料の徴収が 150 円/m³を前提に行われていること」と示されている。

第7章 投資・財政計画(収支計画)

7-1. 投資計画

投資額(建設改良費)は、管路施設の建設改良費及び処理場・ポンプ場施設の建設改良費で構成されます。本経営戦略の計画期間(令和7~16年度)における投資額を表8にまとめます。

表8 計画期間内(令和7~16年度)の投資内容

施設区分	投資区分	投資内容	投資額
管路施設	新設	岩瀬土地区画整理事業地内の汚水管路整備 等	約1.6億円
	更新	テレビカメラ調査に基づく老朽管路の更新工事	約7.7億円
処理場施設 ポンプ場施設	増設	羽生市下水道事業計画の整備方針に基づく増設工事 (羽生水質浄化センター)	約3.4億円
	更新	ストックマネジメント計画に基づく施設の更新工事 (羽生市水質浄化センター、羽生中継ポンプ場)	約35.9億円
	耐震	耐震性の向上を図るための補強工事 (羽生市水質浄化センター)	約7.6億円
投資額計 (建設改良費計)			約56.2億円

7-2. 財源計画

財源の試算方法を表9にまとめます。

表9 財源の試算方法

区分	項目	試算方法
収益的収入 (営業収益)	下水道使用料収入	・「第6章 適正な使用料水準の検討」に示す使用料単価(ケース2)を用いて算定
	受託工事収益	・計上なし
	その他	・直近の予算額に基づき設定
収益的収入 (営業外収益)	他会計負担金(基準内)	・総務省通知(地方公営企業繰出基準)に基づき算定
	他会計補助金(基準外)	・収益的収入が不足する場合等に計上
	その他補助金	・管路施設の点検調査等に要する財源として計上
	長期前受金戻入 ^{※16}	・資産の取得に要した補助金等を収益化
	その他	・計上なし
資本的収入	企業債	・企業債充当率を100%として起債額を算定
	他会計出資金	・損益勘定留保資金等による補填財源が不足する場合に計上
	国(都道府県)補助金	・社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき計上
	工事負担金	・受益者負担金を計上
	その他	・計上なし

※16 資産を取得した際にその財源として補助金等を活用した場合、その補助金等を収入として一括計上せず、資産の対応年数にわたって分割して収益化を図るもの。

7-3. 投資以外の経費

投資以外の経費の試算方法を表 10 にまとめます。

表 10 投資以外の経費の試算方法

区分	項目	試算方法
収益的支出 (営業費用)	職員給与費	・職員数が変動しないものと仮定 ・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して設定
	経費(動力費)	・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して設定 ・汚水量の増減傾向を反映
	経費(修繕費)	・過去5年間の実績平均ベースとし、物価上昇を加味して設定
	経費(委託料)	・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して設定
	減価償却費	・下記の耐用年数で減価償却費を算定 ①構築物 50年 ②機械及び装置 20年
	その他	・更新工事の実施に伴う資産減耗費を計上
収益的支出 (営業外費用)	支払利息	・下記の条件で支払利息を算定(利率は近年の貸付利率を基に設定) ①耐用年数50年の資産取得に要する起債 利率2.0%、償還期間30年(据置期間2年)、元金均等返済 ②耐用年数20年の資産取得に要する起債 利率1.5%、償還期間20年(据置期間2年)、元金均等返済
資本的支出	職員給与費等	・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して設定
	企業債償還金	・支払利息欄に示した条件で償還額を算定

<物価上昇について>

中長期の経済財政の展望として、内閣府から「中長期の経済財政に関する試算」^{※17}が令和6年7月29日に公表されており、この中で物価上昇率や賃金上昇率の将来予測値が示されています。これを参考に、投資・財政計画では将来の物価上昇率として年率0.9%を見込みます。

7-4. 投資・財政計画の策定

将来にわたり持続可能な下水道経営を実現するため、今後10年間(令和7～16年度)の投資・財政計画を策定します。なお、投資・財政計画は、現在の会計方式(p.2参照)に準じて策定するものです。

(1) 収益的収入

令和8年度及び令和13年度の下水道使用料の改定により、令和14年度以降は他会計からの補助金(基準外繰入)は不要になる見込みです。

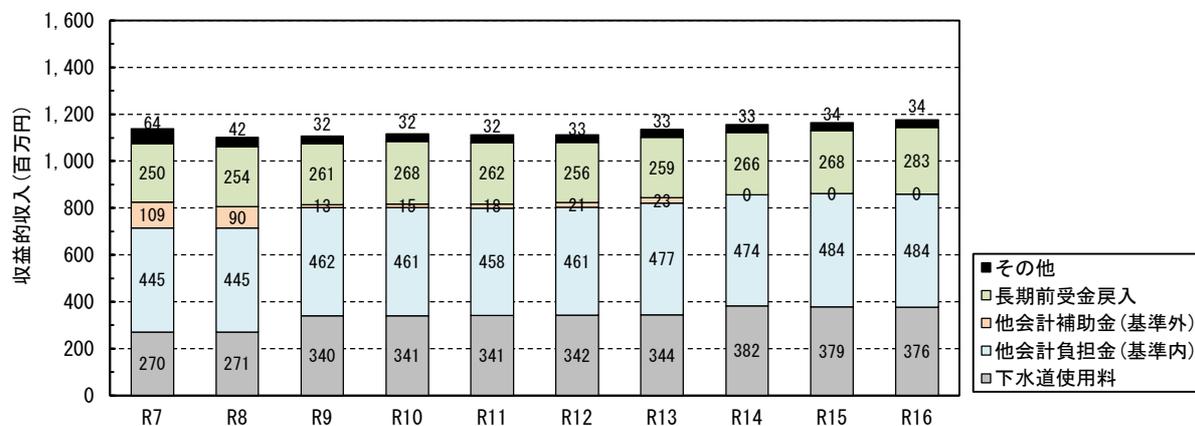


図 20 収益的収入

※17 今後10年間程度の経済財政の展望を提示するものであり、経済再生と財政健全化の進捗状況の評価や中長期的な経済財政政策の検討のための基礎情報として、その審議を行う経済財政諮問会議に提出される。

(2) 収益的支出

施設更新工事の実施に伴い減価償却費は増加する見込みであり、令和16年度における収益的支出は11.8億円程度になる見通しです。

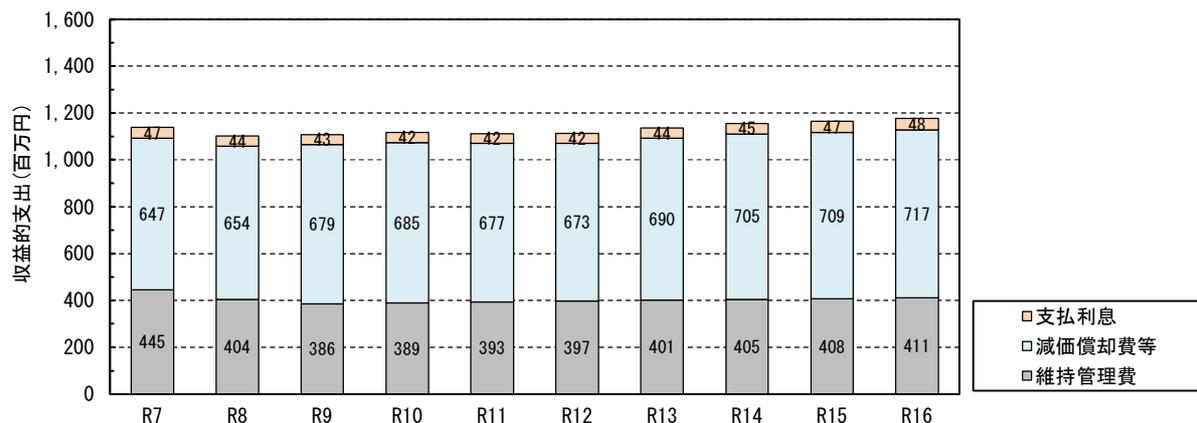


図21 収益的支出

(3) 資本的収入

施設の老朽化対策等に要する費用を賄う財源として、毎年2~3億円程度の企業債の発行が必要になる見通しです。(収入が支出に不足する額は補填財源で対応。)

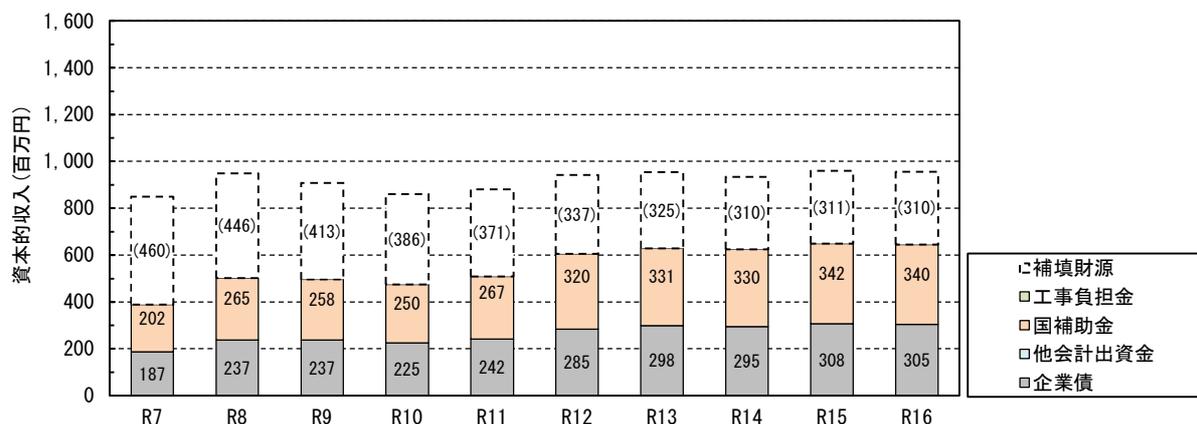


図22 資本的収入

(4) 資本的支出

下水道施設の拡張期に発行した起債の償還が順次完了するため、計画期間内においては企業債償還金は減少する見込みです。しかし、長期的には施設更新工事の増加に伴い、企業債償還金も増加することが考えられます。

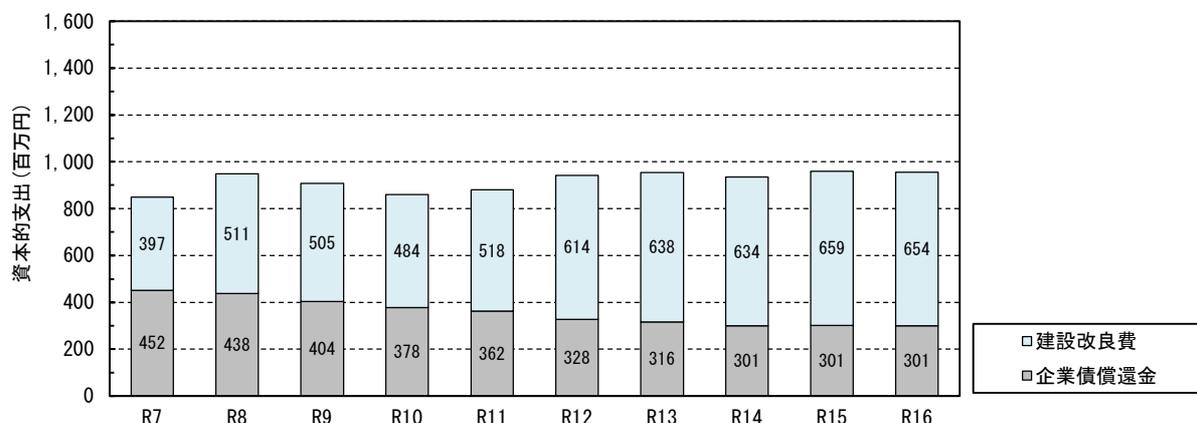


図23 資本的支出

(5)経費回収率

令和 8 年度及び令和 13 年度の下水道使用料の改定により、令和 14 年度以降の経費回収率は経営目標である 100%を達成できる見通しです。

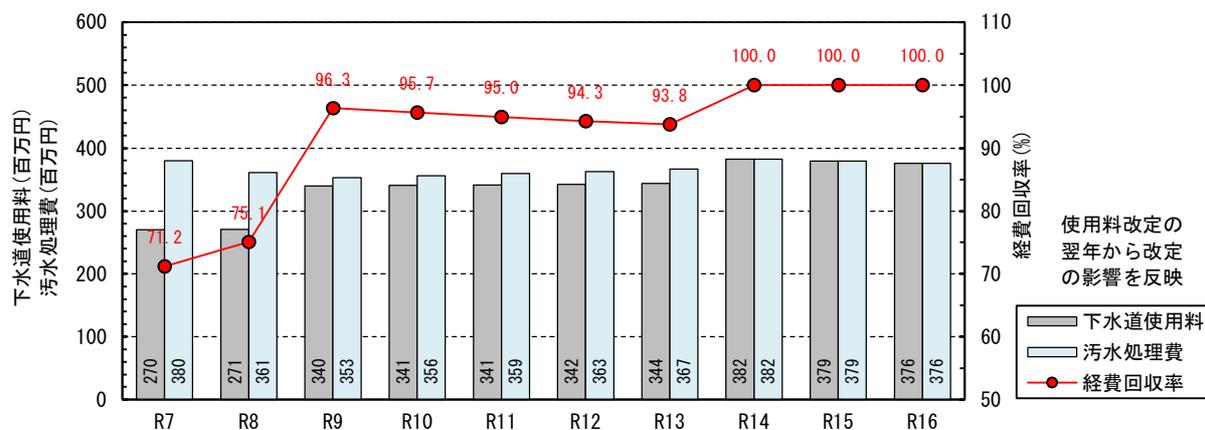
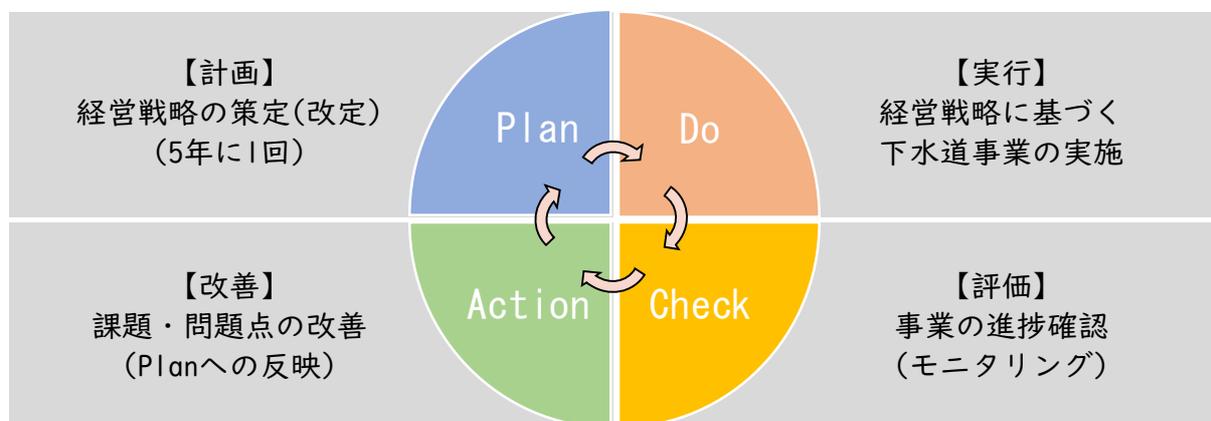


図 24 経費回収率の見通し

第 8 章 経営戦略の進捗確認と改定の方針

本経営戦略は令和 16 年度までの 10 年間の計画ですが、社会情勢の変化が激しい昨今では、本市の下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが考えられます。

今後は、「Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善)」のサイクルを活用して、下水道経営の評価(モニタリング)を継続的に実施するとともに 5 年に 1 回の頻度で経営戦略を改定します。



【別紙1】経費回収率の向上に向けたロードマップ

「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」（令和6年3月29日 国水下水事第51号）に基づき、「経費回収率の向上に向けたロードマップ」を表11に示します。

今後は、経営戦略の改定と合わせて、5年に1回の頻度で下水道使用料改定の必要性を検証します。検証した結果、下水道使用料改定の必要性が認められた場合には、改定に向けた詳細な検討を実施します。

表11 経費回収率の向上に向けたロードマップ

区分	取組内容	経営戦略計画期間									
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収入増加のための取組	下水道接続の促進 (水洗化率の向上)	経営目標：水洗化率92.7%									
	使用料改定に向けた詳細な検討 (下水道使用料体系の設定)	1回目					2回目				
支出削減のための取組	施設老朽化対策の推進 (ライフサイクルコストの低減) (投資の平準化)	ストックマネジメント計画に基づく改築事業の実施									
	官民連携の推進に向けた検討	下水道運営基盤の強化を目的として官民連携の推進に向けた検討を実施									
収支構造改善の 要否検証	下水道経営のモニタリング (取組効果の確認等)	経営目標：経費回収率100%									
	経営戦略改定作業 使用料改定の必要性検証						5年毎				

【別紙2】原価計算表

令和5年度決算及び計画期間末(令和16年度)における原価計算を表12に示します。

表12 原価計算表

(収益及び費用)		(単位：千円)	
	実績値(決算額) (令和5年度)	投資・財政計画 (令和16年度)	備考
総収益	1,108,016	1,176,627	
営業収益	281,595	376,626	
下水道使用料	280,883	375,829	下水道使用料 (A)
その他営業収益	712	797	その他の収入
営業外収益	826,421	800,001	
他会計負担金(雨水処理)	136	0	公費負担
他会計負担金	421,208	483,902	公費負担
他会計補助金	122,366	0	基準外繰入金
その他補助金	12,775	33,000	その他の収入
長期前受金戻入	269,860	283,099	長期前受金戻入
その他営業外収益	76	0	その他の収入
総費用	1,020,157	1,176,627	
営業費用	959,055	1,124,961	
管渠費	20,670	65,004	
・動力費	0	0	維持管理費
・修繕費	0	36,494	維持管理費
・委託料	20,645	28,484	維持管理費
・その他	25	26	維持管理費
ポンプ場費	6,861	10,840	
・動力費	1,554	2,949	維持管理費
・修繕費	1,200	2,849	維持管理費
・委託料	4,080	5,010	維持管理費
・その他	27	32	維持管理費
処理場費	218,828	274,135	
・動力費	26,470	52,160	維持管理費
・修繕費	10,071	14,878	維持管理費
・委託料	176,709	200,935	維持管理費
・その他	5,578	6,162	維持管理費
総係費	50,216	57,554	
・基本給	19,448	21,797	維持管理費
・手当	9,982	10,610	維持管理費
・福利費	5,922	6,695	維持管理費
・委託料	7,800	10,155	維持管理費
・その他	7,064	8,297	維持管理費
減価償却費	614,708	700,169	資本費
資産減耗費	47,772	17,259	資本費
営業外費用	61,102	51,666	
支払利息	55,100	48,366	資本費
その他	6,002	3,300	維持管理費
経常損益	87,859	0	

(使用料対象経費の計算)		(単位：千円)	
	実績値(決算額) (令和5年度)	投資・財政計画 (令和16年度)	備考
使用料対象経費	335,172	375,829	(B)
維持管理費	302,577	410,833	
資本費	717,580	765,794	
長期前受金戻入	▲ 269,860	▲ 283,099	
公費負担(控除額)	▲ 415,125	▲ 483,902	公営企業適用債(元金)に対する繰入は除く
その他の収入(控除額)	-	▲ 33,797	

(原価及び経費回収率の計算)			
	実績値(決算額) (令和5年度)	投資・財政計画 (令和16年度)	備考
年間有収水量(千m ³ /年)	2,234.5	2,269.5	(C)
使用料単価(円/m ³)	125.70	165.60	(A) ÷ (C)
汚水処理原価(円/m ³)	150.00	165.60	(B) ÷ (C)
経費回収率(%)	83.80	100.00	使用料単価 ÷ 汚水処理原価 × 100%

収益の収支

区 分		年 度	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	
収益的 収入	1. 営業収益		281,595	270,197	271,121	271,685	
	(1) 下水道使用料収入		280,883	269,400	270,324	270,888	
	(2) 受託工事収益		0	0	0	0	
	(3) その他		712	797	797	797	
	2. 営業外収益		826,421	879,411	867,133	830,680	
	(1) 他会計負担金		421,344	442,447	445,472	444,856	
	(2) 他会計補助金		122,366	129,693	109,392	90,006	
	(3) その他補助金		12,775	42,262	62,744	41,468	
	(4) 長期前受金戻入		269,860	260,004	249,525	254,350	
	(5) その他		76	5,005	0	0	
	収入計(A)		1,108,016	1,149,608	1,138,254	1,102,365	
	収益的 支出 (税抜)	1. 営業費用		959,055	1,066,249	1,085,195	1,053,959
		(1) 職員給与費		35,352	35,122	35,896	36,397
		・基本給		19,448	19,579	20,010	20,290
		・手当		9,982	9,530	9,741	9,876
		・福利費		5,922	6,013	6,145	6,231
		(2) 経費		261,223	388,899	402,377	363,905
		・動力費		28,024	48,977	50,222	51,030
		・修繕費		11,271	78,080	49,775	50,471
		・材料費		0	0	0	0
・委託料			209,234	248,804	289,056	248,895	
・その他			12,694	13,038	13,324	13,509	
(3) 減価償却費			614,708	642,228	634,758	642,948	
(4) その他			47,772	0	12,164	10,709	
2. 営業外費用			61,102	54,219	53,059	48,406	
(1) 支払利息		55,100	54,217	46,785	44,259		
(2) その他		6,002	2	6,274	4,147		
支出計(B)		1,020,157	1,120,468	1,138,254	1,102,365		
経常損益(C)=(A)-(B)			87,859	29,140	0	0	
特別利益(D)			6	2	0	0	
特別損失(E)			399	101	0	0	
特別損益(F)=(D)-(E)			-393	-99	0	0	
当年度純利益(又は純損失)(C)+(F)			87,466	29,041	0	0	
繰越利益剰余金又は累積欠損金			117,813	146,854	146,854	146,854	
流動資産			996,876	678,921	348,340	323,216	
	うち未収金		71,062	57,454	45,054	45,148	
流動負債			1,093,793	740,452	441,445	407,658	
	うち建設改良費分		471,469	451,832	437,644	403,857	
	うち一時借入金		0	0	0	0	
	うち未払金		618,434	284,819	0	0	

(単位:千円)

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
340,322	341,402	342,122	343,037	344,957	383,267	379,955	376,626
339,525	340,605	341,325	342,240	344,160	382,470	379,158	375,829
0	0	0	0	0	0	0	0
797	797	797	797	797	797	797	797
767,008	775,151	769,615	769,568	790,394	772,422	784,002	800,001
462,055	460,946	457,751	460,797	476,960	473,551	483,680	483,902
12,976	15,412	18,129	20,759	22,736	0	0	0
30,993	31,272	31,553	31,838	32,125	32,416	32,706	33,000
260,984	267,521	262,182	256,174	258,573	266,455	267,616	283,099
0	0	0	0	0	0	0	0
1,107,330	1,116,553	1,111,737	1,112,605	1,135,351	1,155,689	1,163,957	1,176,627
1,061,348	1,071,075	1,066,466	1,067,035	1,088,245	1,107,174	1,113,879	1,124,961
36,724	37,053	37,388	37,725	38,065	38,410	38,753	39,102
20,472	20,655	20,841	21,030	21,219	21,411	21,604	21,797
9,964	10,055	10,146	10,237	10,329	10,423	10,515	10,610
6,288	6,343	6,401	6,458	6,517	6,576	6,634	6,695
345,758	349,196	352,551	356,015	359,830	363,795	366,109	368,431
51,624	52,251	52,830	53,447	54,227	55,073	55,094	55,109
50,925	51,382	51,845	52,312	52,785	53,262	53,740	54,221
0	0	0	0	0	0	0	0
229,575	231,805	233,998	236,251	238,688	241,205	242,888	244,584
13,634	13,758	13,878	14,005	14,130	14,255	14,387	14,517
660,875	670,176	660,386	652,359	662,259	677,051	679,981	700,169
17,991	14,650	16,141	20,936	28,091	27,918	29,036	17,259
45,982	45,478	45,271	45,570	47,106	48,515	50,078	51,666
42,883	42,351	42,116	42,386	43,893	45,273	46,807	48,366
3,099	3,127	3,155	3,184	3,213	3,242	3,271	3,300
1,107,330	1,116,553	1,111,737	1,112,605	1,135,351	1,155,689	1,163,957	1,176,627
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
146,854	146,854	146,854	146,854	146,854	146,854	146,854	146,854
350,198	401,862	467,265	573,406	707,074	862,484	1,021,400	1,173,121
56,588	56,768	56,888	57,040	57,360	63,745	63,193	62,638
381,316	365,986	331,720	319,972	304,689	305,173	305,063	311,604
377,515	362,185	327,919	316,171	300,888	301,372	301,262	307,803
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0

資本的収支

区 分		年 度	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度
資本的 収支 (税込)	資本的 収入	1. 企業債	465,100	74,600	187,200	237,400
		うち資本費平準化債	0	0	0	0
		2. 他会計出資金	83,822	88,302	0	0
		3. 他会計負担金	0	0	0	0
		4. 他会計補助金	0	0	0	0
		5. 他会計借入金	0	0	0	0
		6. 国(都道府県)補助金	493,490	40,690	201,800	264,800
		7. 固定資産売却代金	0	1	0	0
		8. 工事負担金	15,085	6,385	0	0
		9. その他	0	0	0	0
	収入計(G)	1,057,497	209,978	389,000	502,200	
	(G)のうち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(H)	0	0	0	0	
	純計(I)=(G)-(H)	1,057,497	209,978	389,000	502,200	
	資本的 支出	1. 建設改良費	984,549	129,861	397,454	510,670
うち職員給与費		6,676	7,097	7,253	7,355	
2. 企業債償還金		479,024	471,469	451,832	437,644	
3. 他会計長期借入返還金		0	0	0	0	
4. 他会計への支出金		0	0	0	0	
5. その他		0	1,000	0	0	
支出計(J)	1,463,573	602,330	849,286	948,314		
資本的収入額が 資本的支出額に不足する額(K)=(I)-(J)			406,076	392,352	460,286	446,114
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	363,401	385,471	443,159	424,431	
	2. 利益剰余金処分額	-	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	-	0	0	0	
	4. 消費税資本的収支調整額	42,675	6,881	17,127	21,683	
	補填財源計(L)	406,076	392,352	460,286	446,114	
補填財源不足額(K)-(L)			0	0	0	0
他会計借入金残高			0	0	0	0
企業債残高			4,699,835	4,302,966	4,038,334	3,838,090

他会計繰入金

区 分		年 度	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度
収益的収支分			543,710	572,140	554,864	534,862
	うち基準内繰入金		421,344	442,447	445,472	444,856
	うち基準外繰入金		122,366	129,693	109,392	90,006
資本的収支分			83,822	88,302	0	0
	うち基準内繰入金		0	0	0	0
	うち基準外繰入金		83,822	88,302	0	0
合計			627,532	660,442	554,864	534,862

(単位:千円)

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
237,400	225,300	242,200	284,700	297,900	294,700	307,700	305,000
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
258,400	249,600	266,700	320,200	330,500	330,100	341,800	340,000
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
495,800	474,900	508,900	604,900	628,400	624,800	649,500	645,000
0	0	0	0	0	0	0	0
495,800	474,900	508,900	604,900	628,400	624,800	649,500	645,000
504,545	483,620	517,797	613,975	637,553	633,932	658,711	654,191
7,421	7,487	7,555	7,623	7,692	7,761	7,831	7,901
403,857	377,515	362,185	327,919	316,171	300,888	301,372	301,262
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
908,402	861,135	879,982	941,894	953,724	934,820	960,083	955,453
412,602	386,235	371,082	336,994	325,324	310,020	310,583	310,453
390,900	365,641	348,942	310,980	298,109	283,104	282,485	282,608
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
21,702	20,594	22,140	26,014	27,215	26,916	28,098	27,845
412,602	386,235	371,082	336,994	325,324	310,020	310,583	310,453
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
3,671,633	3,519,418	3,399,433	3,356,214	3,337,943	3,331,755	3,338,083	3,341,821

(単位:千円)

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
475,031	476,358	475,880	481,556	499,696	473,551	483,680	483,902
462,055	460,946	457,751	460,797	476,960	473,551	483,680	483,902
12,976	15,412	18,129	20,759	22,736	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
475,031	476,358	475,880	481,556	499,696	473,551	483,680	483,902

羽生市公共下水道事業経営戦略(第1次改定)

令和7年3月

羽生市まちづくり部下水道課

TEL : 048-565-1551

FAX : 048-565-1552

メール : gesuidou@city.hanyu.lg.jp